

西条市子育てモバイルサービス導入委託業務に係る契約内容の公表

西条市子育てモバイルサービス導入委託業務に係るプロポーザル選定委員会において審査の上、提案書を特定したことにより、次のとおり随意契約したので公表します。

平成30年6月4日

西条市長 玉井 敏久

- 1 業務名 西条市子育てモバイルサービス導入委託業務
- 2 業務内容 仕様書のとおり
- 3 所管課 〒793-8601 西条市明屋敷164番地
西条市 保健福祉部 子育て支援課
TEL0897-52-1581 (直通)
- 4 契約日 平成30年5月29日
- 5 契約期間 平成30年5月30日～平成30年6月30日
- 6 契約金額 874,800円
(うち消費税及び地方消費税の額 64,800円)
- 7 契約の相手方 氏名 NTTビジネスソリューションズ株式会社四国支店
取締役 四国支店長 朝倉 順治
住所 愛媛県松山市一番町四丁目3番地

西条市子育てモバイルサービス導入委託業務 仕様書

本仕様書は、西条市と受託業者（以下「受注者」という。）との間で締結する西条市子育てモバイルサービス導入委託業務の契約について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

西条市子育てモバイルサービス導入委託業務

2 業務の目的

子育てに対する不安感や孤立感の解消等を図るため、妊婦や子育て中の保護者等に向けて、モバイル端末を利用した各種子育て支援情報の発信や、子育ての悩みを住民同士で気軽に相談し合える掲示板の提供等を行う。

3 実施期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

（ただし、子育てモバイルサービスの機能構築を運用開始までに完了すること）

4 運用開始

平成30年7月1日

5 業務内容

（1）子育てモバイルサービスの機能

- ① 乳幼児・学童予防接種スケジュールの自動作成・配信及び編集機能
- ② 定期・任意・新規予防接種等に関する情報提供機能
- ③ かかりつけ医療機関・その他の医療機関情報の登録・検索機能
- ④ 乳幼児健康診査に関する日程等のお知らせ機能
- ⑤ 市からの情報配信機能
- ⑥ 登録者からの問い合わせに対応する機能
- ⑦ 電子掲示板機能（BBS）
- ⑧ 仕様変更及び追加機能

（2）その他の業務

- ① システム管理者研修
- ② システムの運用

- ③ 開発体制
- ④ 瑕疵担保責任

6 業務内容の詳細

(1) 乳幼児・学童予防接種スケジュールの自動作成・配信及び編集機能

- ア 登録者に対して、生年月日や登録日、現在の接種済情報などを基に、具体的に適切な予防接種スケジュールを自動作成し、配信できること。
- イ 接種回数が、年齢や過去の接種状況によって変化するワクチンにおいて、個別かつ自動的に回数変化が適用されること。
- ウ 同時接種の組み合わせをユーザー画面で自由に選択できること。また、その際ワクチン接種間隔が必ず守られること。
- エ 予防接種の接種優先順番は、予防接種法と市の方針に従った結果が抽出されること。
- オ 標準的な接種期間と接種可能期間など、複数の期間設定に対応すること。
- カ 接種期限切れ等が発生した場合、接種する順番を繰り上げるなど、ワクチンごとに適正な処理ができること。
- キ 接種が完了した場合、ユーザー画面からワクチンを選択し、記録できるようにすること。その情報は、以後の接種スケジュールに適切に反映されること。また、記録後は、未完了の予防接種の情報を基に、再度適切なスケジュールが作成されること。
- ク 希望する予防接種の中で、集団接種などのように指定の日程を自動的にスケジュールに反映することができること。
- ケ 予防接種スケジュールに沿って、接種勧奨メールを配信できるようにすること。配信は自動に行われ、タイミングについては、1か月前、1週間前など、自由に設定できること。
- コ インフルエンザなどの季節性ワクチンもスケジュールに対応すること。
- サ 予防接種法や予防接種に関する制度の改正等変更があった場合は、市が指定した日の翌営業日には対応が完了していること。

(2) 定期・任意・新規予防接種等に関する情報提供機能

- ア 定期予防接種に関する詳細な説明情報が閲覧できること。
- イ 任意予防接種に関する詳細な説明情報が閲覧できること。
- ウ 新規予防接種や、接種勧奨の差し止め等、最新の予防接種に関する情報が閲覧できること。

(3) かかりつけ医療機関・その他の医療機関情報の検索機能

- ア 県内の予防接種協力医療機関の情報が検索できること。
- イ かかりつけ医療機関登録機能を有すること。
- (4) 乳幼児健康診査に関する日程等のお知らせ機能
 - 登録された生年月日などの情報を基に、乳幼児健康診査の対象者へ、市が独自で設定した日に、日程や健診の内容、施設のお知らせなどを配信する機能を有すること。
- (5) 市からの情報配信機能
 - ア 予防接種や母子健康診査、その他の市からの情報をサイト内で閲覧できること。また、その情報をメールでも配信できること。
 - イ 記事の作成や配信の代行業務を行うこと。
 - ウ スケジュール作成時、編集時の全てにおいて、接種間隔が自動的に調整され、予防接種法に定められた対象者、対象年齢、間隔、回数に準拠し、市が提示した推奨間隔に従うこと。
- (6) 登録者からの問い合わせに対応する機能
 - ア 操作方法など、登録者からの問い合わせに対応する業務を行うこと。また、登録者からのシステム上のトラブルについての問い合わせは受注者が対応すること。
 - イ システムに関する問い合わせと、予防接種や母子健診に関する問い合わせ先を分け、予防接種や母子健診に関する問い合わせの入力フォームには、必ず返信用メールアドレスを入力するフォームを作成すること。
 - ウ 問い合わせに対して返信・回答ができるシステムを構築すること。
- (7) 電子掲示板機能 (BBS)
 - ア 電子掲示板で市民の質問を投稿形式で受け付けるようにすること。
 - イ 質問の回答を市の職員が専用の管理画面で出来るようにすること。
 - ウ 投稿および回答の公開 (表示) に関しては市の職員が任意に行えるようにすること。
- (8) 仕様変更及び追加機能
 - 仕様変更や機能の追加が発生した場合、発注者と受注者で協議の上業務を決定し施行すること。
- (9) システム管理者研修
 - 発注者側のシステム管理者に対して、研修を実施すること。
- (10) システムの運用
 - ア システムの管理要領を作成すること。
 - イ 発注者が保有する端末で情報更新や情報配信ができるシステムであること。

- ウ 発注者が端末から行う更新作業は、簡単に行えるものであること。
- エ 別紙1「情報セキュリティ要件」に基づく技術的脆弱性対応を行うこと。

(1 1) 開発体制

- ア 本件の従事者の名簿について受注者は、本件従事者の氏名・本件における担当業務、主な保有資格及び業務実績を記載した従事者名簿を提出すること。(様式自由)
- イ 本件に関する再委託について 本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務を記載した開発体制図を作成し、事前に発注者に承認を得ること。
- ウ 開発に必要なハードウェア・ソフトウェアについては、すべて受注者が用意すること。

(1 2) 瑕疵担保責任

- ア 導入業務の完了後、一年以内の間に、受注者の行った作業に瑕疵が発見された場合は、受注者はその修補の義務を負うものとする。
- イ 受注者が本条第一項に基づく修補を実施したにも関わらず、瑕疵が解消されない場合、受注者は当該瑕疵によるシステム運用への影響を最小限に抑えるためのシステム改修案を提示し、発注者の了解を得た上で、無償でシステム改修を実施するものとする。

(1 3) その他

- ア 登録者の性別、生年月日、居住地域が登録できること。
- イ 同世帯で、複数人のこどもが登録できること。
- ウ サイトの名称については、市独自のものにすること。
- エ 予防接種の副反応について掲載すること。
- オ 救急時の対応について掲載すること。
- カ 予防接種救済制度の情報について掲載すること。
- キ 接種スケジュール・予防接種履歴に関して、一覧で表示され、全体が分かるようにすること。
- ク 登録者への情報提供は、その内容を必ず市と調整し、認められたもののみ提供すること。
- ケ 特許などの先行技術等に関する調査をし、抵触する恐れがないようにすること。
- コ システムの保守運用は、365日24時間体制で行うこと。
- サ ネットワーク通信は、必要に応じてSSL適用等を使用すること。
- シ 携帯電話、スマートフォン(iOS、Android)、PCで閲覧が可能にすること。

ス 登録者の情報（登録者数、その増減など）を定期的に報告すること。

セ 別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

ソ 契約締結後、仕様内容、作業スケジュール、業務の進捗等の確認のために、定例会議を月1回、西条市役所にて実施するものとし、受注者は担当者を現地に派遣すること。

なお、その際に生じる経費については受注者の負担とする。

タ その他、仕様書に定められていない事項については、発注者と受注者で協議の上業務を決定し施行すること。

情報セキュリティ要件

1 コンピューター及びネットワークの管理

(1) アクセス記録及びシステム変更記録等の管理

ア 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を可能な限り全て取得し、契約期間を通じて保存できること。

イ アクセス記録等が盗難、改ざん、消去されないように適切な措置を講じること。

ウ 定期的にアクセス記録等を分析、監視できること。

エ システムにおいて、追加、変更、廃棄等の作業を行った場合には、発注者に報告すること。

(2) 障害記録

システムの障害に対する処理及び問題等を障害記録として体系的に記録し、発注者の求めがあった場合は提供するとともに、契約期間を通じて常に活用できるように保存すること。

(3) バックアップ

システムを構成するデータ及びシステムに入力されたデータについて、最低1日1度の頻度でバックアップを行い、必要に応じて復元できる状態を維持すること。

2 アクセス制御

(1) アクセス制御

システムを使用することができるユーザーをIPアドレス、ID及びパスワードから成るユーザーアカウントによって制限することができるようにすること。

(2) 管理者権限

ア 管理者制限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏洩等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理すること。

イ 特権を付与されたID及びパスワードについて、半年ごとに変更するとともに、入力回数制限等のセキュリティ機能の強化を実施すること。また、利用者や所属の登録、変更及び抹消など、利用者管理を行うものを限定する措置を講じること。

ウ ログイン時におけるメッセージ及びログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定、ログイン・ログアウト時刻の表示等により、正当な権限を持つ

職員等がログインしたことを確認できる仕組みがある場合、これを有効に活用すること。

エ 管理者権限によるネットワーク及び情報システムへの接続については、必要最小限の接続時間に制限できること。

3 システム開発、導入、保守等

(1) 開発と移行

ア システム開発・保守およびテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

イ 移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にを行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるように配慮しなければならない。

(2) テスト

ア オペレーティングシステムやソフトウェアを変更する場合には、その手続きを定め技術的なレビュー及びテストを実施し、悪影響がないことを確認した上で本番環境へ適用すること。

イ 運用テストを行う場合、予め疑似環境（テスト環境）による操作確認を行わなければならない。

ウ システムの最終検証等の必要上、止むを得ない場合を除いて、個人情報及び気密性の高い情報資産をテストデータに使用してはならない。

(3) 暗号による管理策

情報の機密性を確保するため、特に取扱いに慎重を要する電子データが不正アクセスにさらされないよう、必要に応じて暗号化技術を使用するように努めなければならない。

4 不正プログラム対策（コンピューターウイルス対策）

情報システムは、ウイルス対策を講じなければならない。

5 技術的脆弱性の管理

システムに導入されているハードウェア及びソフトウェアに関連する技術的脆弱性情報を収集し、発注者に報告できること。重大な脆弱性が確認された場合及び発注者から求めがあった場合は、遅くとも翌日までには対応方針を決定し、速やかに対策を講じること。

6 情報システムの管理

情報セキュリティに関する事案を自動的に検知できること。なんらかの事案の発生を検知した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに対策を講じること。

7 データセンター

(1) 立地環境

データセンターの立地は日本国内であること。

(2) 安全設備

ア データセンターの建物は、建築基準法の耐火建築基準（第2条9号の2）に適合していること。

イ 地震時に被害や施設の機能停止が発生した場合に、早期に復旧するための体制・準備（緊急マニュアル、防災マニュアル等）を備えていること。

ウ 施設内の監視部署（防災センター等）または外部監視センターにより、24時間365日監視する体制を備えていること。

(3) セキュリティ

ア データセンターへの建物侵入者を監視するカメラが設置されていること。

イ 本システムの稼働によって、新たにラック設置エリアや、ラックを設置する必要がある場合、そのラック等に対して本市を判別できる名称を表示しないこと。

ウ ラック等で死角が発生しないように監視カメラ等を設置し、24時間365日監視、記録、保管すること。

(4) 電力・電源設備

ア 電力会社からデータセンター建物への受電は、複数の経路が確保されていること。

イ 受変電設備は法定点検や工事等を、情報システムを停止することなく行えること。

ウ 非常用発電機の運転中にあっても、無停止で安全に給油等が可能である構造であること。

(5) 空調

ア サーバルームでは（ラック上下、入口、奥等の）室内の複数個所の温度を監視して、適切な温度設定を行うこと。

イ サーバルームでは、機器の発熱を抑制するために加湿機能と空調制御機能を連携し、適切な温度に調整できること。

(6) 認証

ア サーバーを提供する事業所はISO/IEC27001の認証を受けていること。

イ サーバーを提供する事業所は、情報セキュリティマネジメントシステムの承認を受けていること。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、西条市（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者が指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係

る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏洩しない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 受注者は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない